令和６年 11 月７日告示第 68 号

知名町遊休不動産トライアルサウンディング実施要領

（目的）

第１条　沖永良部島の環境特性は、豊かな自然環境や伝統的な暮らしの文化をもたらす一方、エネルギーや廃棄物などの面での制約や、台風等の災害発生時に外部から分断されるぜい弱性など、町民の生活や利便性に直結する大きなリスク要因を伴っている。このような状況において、人々の暮らしを守り、持続可能なまちづくりを行うためには、「資源」「エネルギー」「経済」の３つの循環により、島の自立性向上を図る必要がある。

これらにより、知名町（以下「町」という。）では、３つの循環を活性化するべく、常時の収益性と非常時の強じん性を一体的に備えたハード（施設整備）とソフト（事業）を同時に推進することを検討している。

今回はその検討の一つとして、町内遊休施設を利用した事業実施の可能性を模索したい民間事業者等を広く募集し、一定期間無料で使用できる「トライアルサウンディング」を実施する。

この実施結果を踏まえて、収益性や強じん性を一体的に実現できる有効な活用方法を検討する。

〈トライアルサウンディングとは〉

- 公共空間（公園・道路・河川・公共施設等）の暫定利用を希望する民間事業者等から提案を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度。
- 暫定利用後、課題をフィードバックし、公共空間の今後の活用方針に活かしていくため、地方自治体は公共空間に対する市場性やニーズ等を、また、民間事業者等は、使い勝手、採算性、立地条件などを確認することができる社会実験としての取組。

※　暫定利用とは、本格使用が決定するまでの間の、一時的な仮の使用を意味する。

※　公共空間の有効活用を目的とした調査のため、施設使用料は原則無料とする。ただし、光熱水費は町と別途協議とする。

（対象施設）

第２条　本件の対象施設は、次項に示す３施設とし、各施設概要は第３項のとおりとする。

２　施設位置図

（出所）国土地理院地図より作成

3　施設概要

（1）　旧庁舎前

所在地	鹿児島県大島郡知名町知名 307 番地
利用可能スペース	旧庁舎　前面スペース（赤枠部分　利用可能スペース） （外観） （図面）
利用可能時間	午前９時００分～午後６時００分（準備・片付け含む）
利用不可日	未定。　※町が必要とした場合は、町の求めに応じること。
利用可能設備	トイレ、水道　※西側屋外トイレを使用すること。
その他	・　飲食物を提供する場合、保健所への届出など事前に必要な手続をとること。また、火気使用は町と要協議とする。 ・　旧庁舎屋外に電源がないため、電気を使用する場合は使用者で用意すること。 ・　使用期間中のトイレの管理は使用者が行うものとし、清掃及びトイレットペーパーの補充等は使用者で行うこと。 ・　来客用駐車場を設ける場合は町と協議すること。

（2）　旧子育て支援課事務所（旧庁舎敷地内）

所在地	鹿児島県大島郡知名町知名 307 番地
利用可能スペース	 （外観） （図面）
利用可能時間	午前９時００分～午後６時００分（準備・片付け含む）
利用不可日	未定。　※町が必要とした場合は、町の求めに応じること。
利用可能設備	照明、空調、電源、上下水道　※事務所内の机、椅子の使用は町と協議。
その他	・　飲食物を提供する場合、保健所への届出など事前に必要な手続をとること。 ・　火気使用は本町と要協議とする。 ・　使用期間中のトイレの管理は使用者が行うものとし、清掃及びトイレットペーパーの補充等は使用者で行うこと。 ・　来客用駐車場を設ける場合は町と協議すること。

（３）　旧地域包括支援センター

所在地	鹿児島県大島郡知名町知名 411 番地
利用可能スペース	地域包括支援センター内（利用範囲については、現地調査・事前相談時に別途協議するものとする。） （外観）
利用可能時間	午前９時００分～午後６時００分（準備・片付け含む）
利用不可日	未定。　※町が必要とした場合は、町の求めに応じること。
利用可能設備	照明、空調（１階のみ）、電源、机、椅子、上下水道、トイレ、調理場
その他	・　飲食物を提供する場合、保健所への届出など事前に必要な手続をとること。 ・　火気使用については町と要協議。 ・　使用期間中の施設の管理は使用者が行うものとし、清掃及びトイレットペーパーの補充等は使用者で行うこと。 ・　来客用駐車場を設ける場合は町と協議すること。

（スケジュール）

第３条　トライアルサウンディングのスケジュールは下表のとおりとする。

項目	実施日
①実施要領の公表	令和６年 11 月８日（金）
②暫定利用者の募集期間	令和６年 11 月８日（金）～令和６年 12 月 13 日（金）
③暫定利用の実施	令和６年 11 月 11 日（月）～令和６年 12 月 25 日（水） ※　利用期間は最大２週間とする。（準備・片付け期間を含む）
④モニタリング・ヒアリング	暫定利用期間中及び暫定利用期間満了後実施

（暫定利用者の事業実施に係る手続等）

第４条　暫定利用者の事業実施に係る手続等については、下表のとおりとする。

項目	内容
①現地調査・事前相談	・　町と日程調整の上、随時実施
②暫定利用の使用許可申請	・　暫定利用を希望する民間事業者等からの申請を受付 ・　申請時に、暫定利用希望者は次条に示す第１～３号様式を町に提出
③申請内容の確認 （受付から１週間程度）	・　申請内容を町で確認 ・　トライアルサウンディングの目的に合致する暫定利用の場合、暫定利用者に認定
④使用許可	・　暫定利用者は行為許可申請書（第４号様式）を町に提出 ・　当該申請書を確認後、町より許可
⑤暫定利用	・　暫定利用者は許可内容に応じた暫定利用を実施
⑥モニタリング・ヒアリング 実績報告書の提出	・　暫定利用期間中、町はモニタリングを実施 ・　暫定利用期間満了後、町はヒアリングを実施 ・　暫定利用期間満了後、暫定利用者は実績報告書（第５号様式）を町に提出

（申請方法）

第５条　トライアルサウンディングを希望する者は、次の各項により町に申請すること。

２　申請時の提出書類は以下のとおりとする。

（１）　参加希望申請書（第１号様式）

（２）　誓約書（第２号様式）

（３）　事業概要書（第３号様式）

３　暫定利用決定後、速やかに行為許可申請書（第４号様式）を町に提出すること。

４　現地調査・事前相談を希望する場合は、事前に知名町総務課財産管理係へメール等で連絡すること。ただし、電話連絡の受付時間は、開庁日の午前９時から午後５時までとする。

５　提出先及び問合せ先は以下のとおりとする。

知名町役場　総務課　財産管理係

住　所　　〒891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名 1100 番地

電　話　　0997－84－3156（直通）

E-mail　　china05@town.china.lg.jp

※　提出方法は持参又は郵送とする。

※　持参の場合、受付時間は開庁日の午前９時～午後５時とする。

※　郵送の場合、募集期間内必着にて送付すること。

（申請者の参加要件等）

第６条　申請者は次の各号の参加要件を満たしていなければならない。

（１）　申請時の条件

（２）　申請者は暫定利用する際に、申請内容を主体的に実施することができる能力を備えた法人、その他の団体であること（株式会社や任意団体等、組織形態は問わない。）。

（３）　申請者は単独又はグループ（複数の法人・団体の共同体）とし、グループで申請する場合は、代表者とその他構成員のそれぞれの役割を明確にすること。

２　申請者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていること。

（１）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に該当しない者であること。

（２）　暫定利用の申請時点で、国税及び地方税の滞納のない者であること。

（３）　破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
（４）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
（５）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
（６）　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第５条及び第８条に規定する処分を受けている団体又はその構成員が関与している団体ではないこと。

３　申請に関する留意事項は次の各号のとおりとする。
（１）　費用負担
申請に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
（２）　提出書類の取扱い及び特許等
①　提出書類の著作権は申請者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。
②　申請者の提出書類については、当該申請に係る暫定利用の審査等、トライアルサウンディングの運用に必要な目的以外で申請者に無断で使用しないものとする。
③　申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとする。
④　法令の遵守
申請者は、申請するにあたっては、事前に自らの責任において 関係法令等を確認し、利用時における法令適合のリスクを負うこと。

（暫定利用の要件等）
第７条　暫定利用の要件は次の各項のとおりとする。
２　暫定利用の内容は、次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。
（１）　原則として、町の財政負担を求めない内容であること。
（２）　利用者の利便性、サービスの向上が見込まれる内容であること。
（３）　確実に実施できる内容であること。
（４）　他の施設利用者の安全に配慮し、かつ、使用を著しく妨げない内容であること。
（５）　事業売上等による収益がある内容であること。
３　次の各号に掲げるものの暫定利用については認めないものとする。
（１）　政治的又は宗教的活動な活動
（２）　公序良俗に反し、又は反社会的な破壊のおそれがある活動
（３）　騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動
（４）　青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
（５）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第５号に規定する指定暴力団等の活動
（６）　今後の施設利用に支障を来すおそれのある活動
（７）　その他、対象施設との関連性が低い、又はトライアルサウンディングの目的と外れると町が判断する活動
４　暫定利用期間は、最大２週間程度とし、暫定利用者はその期間内で利用したい日程を申請するものとする。ただし、申請事業の内容によっては、暫定利用期間は延伸又は短縮できるものとする。なお、準備や片付けを含めた日数を申請すること。
５　暫定利用に係る施設使用料は原則免除とする。 ただし、暫定利用に伴い発生した光熱水費については、提案内容に基づき町と協議の上、決定する。
６　留意事項は次の各号のとおりとする。

（１）　暫定利用にあたって必要となる一切の費用は、全て暫定利用者が負うものとし、暫定利用者が責任をもって事業を遂行すること。
（２）　暫定利用に伴い発生するリスクは暫定利用者が負うものとし、暫定利用者が責任をもって事業を遂行すること。
（３）　町のホームページ等において、暫定利用の概要を公表することがある。
（４）　各種イベントが重なった場合や他の暫定利用との兼ね合いによって、日時の変更をお願いすることがある。
（５）　暫定利用期間中は、交付された行為許可書を携行すること。
（６）　申請した利用内容に反するなど、トライアルサウンディングの目的から逸脱し、町からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止とする。

（実績報告等）
第８条　暫定利用期間満了後、暫定利用者は町に実績報告書（第５号様式）を提出するとともに、町がヒアリングを求めた場合はこれに応じるものとする。

○　本件問合せ先
知名町総務課　財産管理係
〒891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名 1100 番地
電　話　0997-84-3156（直通）
E-mail　china05@town.china.lg.jp

第１号様式（第５条関係）

知名町遊休不動産トライアルサウンディング
参加希望申請書

令和　　年　　月　　日

知名町長　今井　力夫　様

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

知名町遊休不動産トライアルサウンディングに係る実施要領に基づき、下記のとおり申請します。

申請者住所		
申請者名 （商号又は名称）		
グループの場合の 構成員名		
担当者	氏名	
	部署名	
	電話番号	
	E-mail	
利用 希望日	第１希望	月　　日（　）　～　　月　　日（　）
	第２希望	月　　日（　）　～　　月　　日（　）
	第３希望	月　　日（　）　～　　月　　日（　）
同一・類似実務の実績		□ 有（以下に自治体名・概要を記載）　　□ 無
添付書類		・【第２号様式】誓約書 ・【第３号様式】事業概要書

第２号様式（第５条関係）

知名町遊休不動産トライアルサウンディング
誓約書

令和　　年　　月　　日

知名町長　今井　力夫　様

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

知名町遊休不動産トライアルサウンディングに係る実施要領にもとづく申請書類一式を提出します。この申請に当たり、実施要領に定める事項を遵守するとともに、当該書類の記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

万が一、誓約内容に相違があった場合は、本申請に係る使用資格を取り消されることについて異議を申し立てません。

以　上

※グループで応募する場合は、構成員ごとに提出すること。

第３号様式（第５条関係）

知名町遊休不動産トライアルサウンディング
事業概要書

１　提案事業の名称

２　暫定利用希望者名

申請者名 （商号又は名称）	
グループの場合の 構成員名	

３　提案事業の内容

事業内容	
利用希望施設	

※　図面、写真並びにイメージ画等の資料があれば添付すること。（任意様式可）

第４号様式（第５条関係）

令和　年　月　日

知名町長　今井　力夫　様

知名町遊休不動産トライアルサウンディング
行為許可申請書

下表太線枠内に必要事項を記入してください。

申　請　者	住所	
	申請者名（担当者名） 電話番号 E-mail	
利用施設		
利用目的	知名町遊休不動産トライアルサウンディングに係る提案事業実施のため	
利用日 ※利用した全ての日付を記載		
利用に当たって 持ち込む物		
電気使用の有無	□有	□無
水道使用の有無	□有	□無
※処理（承諾）	□可	□不可

第５号様式（第８条関係）

知名町遊休不動産トライアルサウンディング
実績報告書

令和　　年　　月　　日

知名町長　今井　力夫　様

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
商号又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

知名町遊休不動産で実施したトライアルサウンディング事業が完了したので以下のとおり報告します。

１　事業の名称

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　利用期間の実績　※利用した全ての日付を記載してください。

３　事業及び施設等の評価

（１）利用者の実績について

【利用人数】約＿＿＿＿人

【主な利用者層】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※記載例：〇歳～〇歳、男性/女性、ファミリー層 等

（２）事業の収益性・採算性について

※商品別に日ごとの売上げを記載した収支報告書（任意様式可）を添付してください。

（３）利用者満足度を高めるために行った工夫について

（４）提案事業の事前告知方法について

（５）施設等の利点や課題（使い勝手、立地、設備等）について

（６）今回は施設利用料を無償としていましたが、有償の場合でも利用したいかを教えてください。

□ 利用したい（適当と考える使用料　＿＿＿＿＿＿＿＿）

※記載例：〇円/時間、〇円/日、〇円/㎡、売上×〇％

□ 利用しない

（７）その他、意見・要望等があれば教えてください。

以　上